

岩手県告示第 1013 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、岩手県は、次の規約により岩手沿岸南部広域環境組合から公平委員会の事務の委託を受けた。

平成 18 年 11 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手沿岸南部広域環境組合と岩手県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

（経費）

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次に掲げる区分により組合の負担とし、組合は、これを岩手県に交付するものとする。

（1） 経常費

（2） 勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てに基づく審査等の経費

2 前項第 1 号の経費及び交付の時期は、岩手県知事と組合管理者（以下「管理者」という。）が協議して定める。

3 第 1 項第 2 号の経費は、その事務の終了後（その事務が次年度にわたるときは、年度ごとに）岩手県知事の請求により、その都度速やかに交付するものとする。

（条例等制定改廃の場合の措置）

第 3 条 委託事務に適用される岩手県人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、岩手県人事委員会は、直ちに管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、管理者は、直ちに当該規則等を公表しなければならない。

第 4 条 管理者は、次に掲げる条例等の写しをあらかじめ岩手県人事委員会に送付しなければならない。

（1） 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等

（2） 分限及び懲戒に関する条例等

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、管理者は、直ちに岩手県人事委員会に通知しなければならない。

（補則）

第 5 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、岩手県知事と管理者が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

2 管理者は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する岩手県人事委員会規則等が組合に適用される旨及びこれらの規則等を公表するものとする。